

福岡市条例		備考
福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年福岡市条例第57号）		
旧	新	
<p>(就労)</p> <p>第 180 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(就労)</p> <p>第 180 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。</u></p>	<p>【参酌すべき基準】</p> <p>第 180 条</p> <p>省令改正にあわせ、第 3 項を規定。</p>
<p>(賃金及び工賃)</p> <p>第 181 条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>第 2 項</u>の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる 1 月当たりの工賃の平均額は、3,000 円を下回ってはならない。</p>	<p>(賃金及び工賃)</p> <p>第 181 条 (略)</p> <p><u>2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 <u>第 3 項</u>の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる 1 月当たりの工賃の平均額は、3,000 円を下回ってはならない。</p> <p>6 <u>賃金及び第 3 項に規定する工賃の支払いに要する額</u></p>	<p>【従うべき基準】 第 181 条</p> <p>省令改正にあわせ、第 2 項を規定。</p> <p>省令改正にあわせ、</p>

(新設)	<p><u>は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</u></p>	<p>第6項を規定。</p>
(新設)	<p><u>(運営規程)</u>  <u>第185条の2 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。</u></p> <p>(1) <u>事業の目的及び運営の方針</u>  (2) <u>従業員の職種、員数及び職務の内容</u>  (3) <u>営業日及び営業時間</u>  (4) <u>利用定員</u>  (5) <u>指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</u>  (6) <u>指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第181条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間</u>  (7) <u>通常の事業の実施地域</u></p>	<p><b>【参酌すべき基準】</b>  第185条の2  省令改正にあわせ、指定就労継続支援A型の運営規程について新たに規定。</p>

	<p><u>(8) サービスの利用に当たっての留意事項</u></p> <p><u>(9) 緊急時等における対応方法</u></p> <p><u>(10) 非常災害対策</u></p> <p><u>(11) 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類</u></p> <p><u>(12) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(13) その他運営に関する重要事項</u></p>	
<p>(準用)</p> <p>第 186 条 第 10 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 37 条から第 42 条まで、第 44 条、第 60 条から第 63 条まで、第 69 条、第 71 条から第 73 条まで、第 76 条から第 78 条まで、第 89 条から第 95 条まで、第 147 条及び第 148 条の規定は、指定就労継続支援 A 型の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「<u>第 186 条において準用する第 92 条</u>」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 186 条において準用する第 147 条第 1 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 186 条において準用する第 147 条第 2 項」と、第 60 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 186 条において準用する次条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、第 61 条中「療養介護</p>	<p>(準用)</p> <p>第 186 条 第 10 条から第 18 条まで、第 20 条、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 29 条、第 37 条から第 42 条まで、第 44 条、第 60 条から第 63 条まで、第 69 条、第 71 条から第 73 条まで、第 76 条から第 78 条まで、第 89 条から <u>第 91 条まで、第 93 条から</u> 第 95 条まで、第 147 条及び第 148 条の規定は、指定就労継続支援 A 型の事業について準用する。この場合において、第 10 条第 1 項中「第 32 条」とあるのは「<u>第 185 条の 2</u>」と、第 21 条第 2 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 186 条において準用する第 147 条第 1 項」と、第 24 条第 2 項中「第 22 条第 2 項」とあるのは「第 186 条において準用する第 147 条第 2 項」と、第 60 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 186 条において準用する次条第 1 項」と、「療養介護</p>	<p>指定就労継続支援 A 型の運営規程について第 185 条の 2 に規定するため、第 186 条において準用する第 92 条の削除によるもの。</p>

<p>計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、第 62 条中「前条」とあるのは「第 186 条において準用する前条」と、第 78 条第 2 項第 1 号中「第 61 条」とあるのは「第 186 条において準用する第 61 条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、同項第 2 号中「第 56 条第 1 項」とあるのは「第 186 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 68 条」とあるのは「第 186 条において準用する第 91 条」と、同項第 4 号中「第 76 条第 2 項」とあるのは「第 186 条において準用する第 76 条第 2 項」と、同項第 5 号及び第 6 号中「次条」とあるのは「第 186 条」と、<u>第 92 条中「第 95 条」とあるのは「第 186 条において準用する第 95 条」と</u>、第 95 条中「前条」とあるのは「第 186 条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>	<p>計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、第 61 条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、第 62 条中「前条」とあるのは「第 186 条において準用する前条」と、第 78 条第 2 項第 1 号中「第 61 条」とあるのは「第 186 条において準用する第 61 条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 A 型計画」と、同項第 2 号中「第 56 条第 1 項」とあるのは「第 186 条において準用する第 20 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 68 条」とあるのは「第 186 条において準用する第 91 条」と、同項第 4 号中「第 76 条第 2 項」とあるのは「第 186 条において準用する第 76 条第 2 項」と、同項第 5 号及び第 6 号中「次条」とあるのは「第 186 条」と、第 95 条中「前条」とあるのは「第 186 条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>	<p>指定就労継続支援 A 型の運営規程について第 185 条の 2 に規定するため、第 186 条において準用する第 92 条の削除によるもの。</p>
--	--	---